



# 汚染廃棄物対策地域内における 災害廃棄物等の処理について

平成28年7月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

# 汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について

## 背景・目的

○「対策地域内廃棄物処理計画」(平成24年6月(平成25年12月一部改定))において、「仮置場への搬入後の避難指示解除準備区域及び居住制限区域における災害廃棄物等の処理の完了は、災害廃棄物等の量や発生の時期、可燃物の処理施設(仮設焼却炉等)の立地場所の確保の状況等に大きく依存することから、それらの状況を踏まえて各市町村と随時調整を行い、処理のスケジュールを設定する。」とあることから、今般、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等について、処理のスケジュールを公表するもの。

## 災害廃棄物等の処理の流れ

○津波がれきは、仮置場への搬入を完了しており、再生利用可能な廃棄物は、可能な限り再生利用を行い、残りの不燃物については埋立処分、可燃物は焼却後、埋立処分等を行う。

○家屋解体及び片付けごみ回収については、自治体・申請者と調整が必要であるため、着手に時間を要する場合があるものの、仮置場へ搬入後、再生利用可能な廃棄物は、可能な限り再生利用を行い、残りの不燃物については埋立処分、可燃物は焼却後、埋立処分等を行う。

## 災害廃棄物等の 処理スケジュールについて

○災害廃棄物等の処理スケジュールにおける仮置場への搬入完了時期は、各市町村における津波がれき、家屋解体廃棄物及び片付けごみ(以下「災害廃棄物等」という。)の仮置場への搬入完了時期をそれぞれ示したものである。

○減容化処理等終了時期は、仮置場に搬入した廃棄物の焼却処理や再生利用が終了する時期を示したものである。なお、再生利用できない不燃物の処理時期については別途調整中である。

○なお、帰還困難区域の災害廃棄物等については、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』(平成28年3月11日閣議決定)において、「帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、引き続き地元とともに検討を深めていく。」とされているところ。そのため、帰還困難区域の災害廃棄物等については、適切な時期に改めて検討を行うことし、必要に応じて本スケジュールを見直すものとする。

# 災害廃棄物等の処理スケジュール

	仮置場への搬入完了時期			左記廃棄物の減容化処理等終了時期 (※4)
	津波がれき	家屋解体廃棄物 (※2)	片付けごみ (※2, 3)	
南相馬市	終了	平成28年度	ほぼ終了	平成29年度
浪江町	終了	平成29年度	平成29年度	平成29年度
双葉町	終了	平成28年度	平成28年度	処理方針検討中
大熊町	(すべて帰還困難区域)	平成28年度	平成28年度	平成30年度
富岡町	終了	平成29年度	平成29年度	平成29年度
楢葉町	終了	平成28年度	ほぼ終了	平成30年度

※1 平成28年5月時点で想定される廃棄物の量を元としたスケジュールであることから、今後、焼却対象物の増加などにより、変更する可能性がある。また、帰還困難区域の災害廃棄物等については、適切な時期に改めて検討を行うことし、必要に応じて本スケジュールを見直す。

※2 家屋解体及び片付けごみ回収については、自治体・申請者と調整が必要であるため、着手に時間を要する場合がある。

※3 庭先等にあった不要物(屋外残置物)及び農林系廃棄物等の戸別訪問回収を含む。

※4 減容化処理等終了時期は、仮置場に搬入した廃棄物の焼却処理や再生利用が終了する時期を示したものである。なお、再生利用できない不燃物の処理時期については別途調整中である。

# 災害廃棄物等の処理スケジュール

	仮置場への搬入完了時期			左記廃棄物の減容化処理等終了時期 (※4)
	津波がれき	家屋解体廃棄物 (※2)	片付けごみ (※2, 3)	
飯舘村	—	平成29年度	平成29年度	平成32年度
川俣町	—	平成28年度	平成28年度	処理方針検討中
葛尾村	—	平成28年度	平成28年度	平成28年度
田村市	—	仮置場は設置しない方針	仮置場は設置しない方針	ほぼ終了
川内村	—	終了	終了	終了

※1 平成28年5月時点で想定される廃棄物の量を元としたスケジュールであることから、今後、焼却対象物の増加などにより、変更する可能性がある。また、帰還困難区域の災害廃棄物等については、適切な時期に改めて検討を行うことし、必要に応じて本スケジュールを見直す。

※2 家屋解体及び片付けごみ回収については、自治体・申請者と調整が必要であるため、着手に時間を要する場合がある。

※3 庭先等にあった不要物(屋外残置物)及び農林系廃棄物等の戸別訪問回収を含む。

※4 減容化処理等終了時期は、仮置場に搬入した廃棄物の焼却処理や再生利用が終了する時期を示したものである。なお、再生利用できない不燃物の処理時期については別途調整中である。